

**大田原市重層的支援体制整備事業実施計画（案）に関する意見公募
（パブリックコメント）の実施結果について**

1 意見募集(パブリックコメント)の概要

No.	項目	内容
1	計画等の名称	大田原市重層的支援体制整備事業実施計画（案）
2	計画等の案の公表日	令和7年11月4日(火)
3	意見の募集期間	令和7年11月4日(火)～令和7年11月28日(金)
4	意見書の提出状況	提出件数：個人1件、提出方法：持参1件
5	提出された意見数	7件

2 提出された意見に対する市の考え方

※ご意見の内容は一部要約しております。また、文言等の誤りは修正しております。

No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>計画全体に関すること</p> <p>この事業は、地域共生社会を目指すための手立てである。その機能化においては計画案に記載されている拠点機関だけがこの事業の担い手となるのではなく、それら拠点機関が地域の様々な支援ネットワークと協働することで、官民及び多分野・多領域が協働できるプラットフォームが不可欠と考える。</p> <p>この事業の実施と共に、それぞれ支援関係者が交流する場を計画として検討してほしい。</p>	<p>「支援関係者が交流する場」につきましては、令和6年度から実施している「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」の中で、多機関協働事業の取り組みとして研修会等を開催しており、市職員だけでなく外部支援機関の専門職も参加し、グループワークを通して「顔の見える関係性づくり」に取り組んでおります。</p> <p>また、令和7年度には、官民を問わず、幅広い支援関係者が集まり、地域共生社会について考える「おおたわら地域共生つなげるネットワーク会議」の開催を予定しております。</p> <p>これらの取り組みは多機関連携のさらなる基盤強化につながるものであり、「支援関係者が交流する場」として、令和8年度以降も継続してまいります。</p>
2	<p>3ページ 重層的支援体制整備事業の全体像図に対して</p> <p>支援プランの作成を多機関協働事業の枠内と別に示すべきでないか、多機関協働と一体的に実施するからという理由で全体像の図に示さないのは不親切。</p> <p>多くの市民が全体像図を見て理解できるようにすべきである。</p>	<p>当該全体像図は、国の資料を基に作成しておりますが、「支援プランの作成」につきましては、多機関協働事業内で実施する事業のひとつであり、単独で実施するものではないことから、事業全体を概略的に表現する本図については、「支援プラン作成」に係る表記を省略しております。</p> <p>なお、3ページの図は計画書案のとおりとさせていただきますが、新たに「多機関協働事業における支援体制のイメージ」を作成し、重層的支援会議の役割のひとつとして「プラン作成」を記載し、15ページに追加いたします。</p>

3	<p>6ページ 包括的相談支援事業</p> <p>既存の各事業を一つの包括的な事業として実施することで各事業の連携を図ることを目的としているわけだが、すべての相談を一つの場所で受けると誤解をする恐れがあるので、多角的な支援を実施可能とすることを主な目的としていることを明示する必要があるのではと考えるが。</p>	<p>当該事業は、計画書案に記載のとおり「各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、単独の相談支援事業者では解決が困難な事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う」事業になります。</p> <p>初めに相談を受けた支援機関が相談をまるごと受け止め、所管外の支援が必要な場合は多機関連携で適切な支援につなぐ事業ですので、状況によっては「すべての相談を一つの場所で受ける」ことも想定しております。</p> <p>以上のことから、当該事業の目的説明につきましては、計画書案のとおりとさせていただきます。</p>
4	<p>9ページ 地域づくり事業</p> <p>地域づくり事業は、地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援を行う事業であると考えことから、世代や属性を超えて交流できる場が一層整備されるよう願う。</p>	<p>現在、各分野の既存事業の枠組みの中で、地域づくりに関する様々な事業を実施しておりますが、「世代や属性を超えて交流できる場」の整備については、一朝一夕では達成できない課題であると認識しております。</p> <p>地域づくり事業が一時的な活動で終わるのではなく、地域住民自らが参加し、継続して地域で活動できるよう、地域のつながりや共助の精神を尊重しながら、多様な地域活動が生まれやすい環境の整備に努めてまいります。</p>
5	<p>12ページ 新規事業・参加支援事業</p> <p>参加支援事業や地域づくり事業について、障害福祉分野における参加支援及びインクルージョン（地域づくり事業）の取組は非常に重要であると同時に、難しい課題でもあると思う。</p> <p>既存の各事業の連携体制を構築するため、地域資源を活かしながら社会とのつながりをつくるための一層の努力をすべし。</p>	<p>当該事業につきましては、地域が有する社会資源を有効活用することが肝要となりますが、社会資源については地域的な偏りがあり、市内全域で画一的に事業を行うことは困難であると考えております。</p> <p>まずは、市内の社会資源の状況を把握し、市内全域で展開できる事例はないか、調査・検討を行うとともに、参加支援事業に対する地域住民や地元企業、団体等の理解と協力を得られるよう、事業の周知に努めてまいります。</p>
6	<p>13ページ 新規事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</p> <p>2行目の必要な支援が「行き届いていない方に対し」て「行き届いていない世帯に対し」て、とすべきでないか。</p> <p>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業では、ひきこもりをきっかけとした相談、健康不安・虐待・障害・介護等、複合化・複雑化した課題を抱えている方の支援も行なっていくことも明記すべきである。</p>	<p>当該事業の対象者につきましては、国の実施要領において「長期にわたりひきこもりの状態にある等、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者」とされているため、「行き届いていない人」という表現を使用しております。</p> <p>また、「健康不安・虐待・障害・介護等」の生活課題につきましては、包括的相談支援事業や多機関協働事業等で支援を行うものであるため、当該事業の説明につきましては、計画書案のとおりとさせていただきます。</p>

7	<p>14ページ 新規事業・多機関協働事業 「複雑化・複合化した課題や事例に対応」とあるが、それらに対して各支援機関の役割分担や支援の方向性を整理するなど調整を行う事業であるが、現実に人口減少に伴う財政減少や職員数の減員を想定しているのか。</p> <p>現時点で抱える問題点を整理したうえで「多機関協働事業者の役割を担う」ことを明記すべきでないか。</p>	<p>本計画書案は、社会福祉法第106条の5第1項の規定に基づき、「重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項」を定めております。</p> <p>個別の課題については記載してございませんが、移行準備事業において「現時点で抱える課題」については把握しており、それらを踏まえた上での計画書案となりますため、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、多機関協働事業については、国において、「人口減少社会にあっても包括的な支援体制を維持できるよう、支援関係機関間の連携を進め、多機関協働事業を介さずとも、支援関係機関間で対応できる支援ニーズを増やす」ことが目標のひとつとして示されております。</p> <p>以上のことから、計画書案のとおりとさせていただきますが、多機関協働事業の全体像をわかりやすくするため、15ページに「多機関協働事業における支援体制のイメージ」を追加いたします。</p>
---	---	---

多機関協働事業における支援体制のイメージ

